

運賃の状況（JR）

（平成 25 年 6 月 1 日現在）

○10 キロまでの運賃以外の運賃

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに、各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計した額を一定の方法により、端数整理し、さらにその額に 100 分の 105 を乗じ、10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位とした額

〔JR東日本、JR東海、JR西日本の場合及び他社にまたがる場合の基準額〕

			第 1 地帯	第 2 地帯	第 3 地帯
東京・大阪電車特定区間	山手線内・大阪環状線内のみ	営業キロ	～300 キロ	—	—
		賃率	13 円 25 銭	—	—
	その他	営業キロ	～300 キロ	301 キロ～	—
		賃率	15 円 30 銭	12 円 15 銭	—
幹線	営業キロ	～300 キロ	301～600 キロ	601 キロ～	
	賃率	16 円 20 銭	12 円 85 銭	7 円 05 銭	
地方交通線	営業キロ	～273 キロ	274～546 キロ	547 キロ～	
	賃率	17 円 80 銭	14 円 10 銭	7 円 70 銭	

（注）幹線と地交線を連続して乗車する場合は、「地交線の営業キロ×1.1+幹線の営業キロ」に幹線の賃率を乗じた額

〔JR北海道〕

幹線	営業キロ	～200 キロ	201～300 キロ	301～600 キロ	601 キロ～
	賃率	17 円 85 銭	16 円 20 銭	12 円 85 銭	7 円 05 銭
地方交通線	営業キロ	～182 キロ	183～273 キロ	274～546 キロ	547 キロ～
	賃率	19 円 60 銭	17 円 80 銭	14 円 10 銭	7 円 70 銭

〔JR四国〕

幹線	営業キロ	～100 キロ	101～300 キロ	301～600 キロ	601 キロ～
	賃率	18 円 21 銭	16 円 20 銭	12 円 85 銭	7 円 05 銭

（注）地方交通線は擬制キロ（地交線の営業キロ×1.1）を適用する。

〔JR九州〕

幹線	営業キロ	～100 キロ	101～300 キロ	301～600 キロ	601 キロ～
	賃率	対キロ区間制	17 円 75 銭	12 円 85 銭	7 円 05 銭

（注）地方交通線は擬制キロ（地交線の営業キロ×1.1）を適用する。

※ 本州 3 社と JR 北海道、JR 四国及び JR 九州にまたがる場合は、通算加算方式により運賃を計算する。